



RESONA

りそな銀行アジアニュース

2017年2月15日
りそな銀行 国際事業部

【シンガポール駐在員事務所】

「マレーシア中銀の通貨リング投機抑制対策について(続報)」 (物品の輸出代金 75%のリングへの両替義務 Q&A)

マレーシア中央銀行バンク・ネガラ(BNM)は、2016年12月5日に施行した為替管理制度変更について、12月15日付でホームページのQ&Aをリニューアルした。そのうち、「物品の輸出代金におけるリングへの両替の義務化」に関する主なQ&Aは下記の通り。

Q1. 輸出業者は、外貨建輸出代金を海外の銀行に預け入れることができるか？

A. 預け入れできません。外国為替管理規定(Foreign Exchange Administration (FEA) rules)により、輸出代金は輸出日から6ヵ月以内に全額マレーシアに送金しなければならない。また、その際マレーシアにて受領した外貨建輸出代金は、本規制の対象となり、リングに両替しなければいけない。

Q2. 外貨建輸出代金のうち両替を必要としない25%は、どのように計算されているのか？

A. 輸出書類に記載されている金額に基づいて計算される。

Q3. 輸出金融枠の利用に対して、本規制の対象になるのか？

A. 対象になります。輸出金融枠の実行額に基き、25%まで外貨建で預け入れすることができる。ただし、受領した輸出代金は輸出金融への返済に充てなければいけない。

Q4. サービス貿易及び三国間貿易(仲介貿易)は、本規制の対象になるのか？

A. 対象になりません。物品の輸出貿易で稼得した外貨のみが対象になる。サービス貿易とは金融・運輸・建設・情報通信といった物品以外の目に見えないサービス業の貿易をいう。三国間貿易(仲介貿易)とは、物品の輸送にマレーシアを経由しない、直接海外の2国間が輸出・輸入することをいう。

Q5. 輸出代金75%のリングへの両替は、直物取引しかできないのでしょうか？

A. リングへの両替は、直物(Spot)もしくは先物(Forward)取引とも可能です。

Q6. リングへ両替した輸出代金は、同一為替レートで再度両替できるか？

A. 輸出業者は、以下の要件を満たせば、リング転したタイミング(同日同時刻)で輸出代金を再両替することができる。

(a) 6ヵ月以内に期日が到来する輸入代金支払または外貨建借入の返済(元本及び金利)がある場合。

(b) 海外勤務者の給与、ロイヤリティなど貿易以外でも仕向送金がある場合。

(c) マレーシア国内取引に係わる支払を外貨建で行う場合。ただし、本規制導入前(2016年12月5日)に外貨建の売買契約を交わしており、かつバンク・ネガラの許可を取得していること。2017年3月31日までの特例要件。

Q7. 輸出収益がない企業は、リングを外貨に両替して輸入代金支払または外貨建借入金返済に充てることは可能か？

A. 可能です。

※ 本件につきましては、マレーシア中央銀行バンク・ネガラ(BNM)ホームページのQ&Aを翻訳したものであり、正確性について保証するものではありません。具体的なお質問につきましては、お答えしかねる事もございますのでご了承下さい。

以上

【出 所: "Frequently Asked Question (Dated 15 December)" Bank Negara Malaysia】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載*